

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当)
のときは、そ
の翌日)

目次
◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十九号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を

次のように改正する。

目次中「治水ダム建設事務所」を「ダム管理事務所」に改める。

第六条第二項の表を次のように改める。

企 画 部		総 務 部										
		部 課 内 部 組 織										
青少年室	統計課	交通対策課	企画課	生活課	検査課	地方課	税務課	財政課	職員厚生課	人事課	広報文書課	総務管財課
企画員	企画調整係・人口生計係・農林教育係・商工係・普及係・統計資料室	企画員	境外港漁業補償対策室・企画員	総務室・企画員		行政第一係・行政第二係・選挙係・財政係・税務係・消防防災係	税制第一係・税制第二係・税制第三係・自動車税係	財政係・主計員	厚生係・業務係・福祉係・職員診療所	人事係・給与係・能率係	文教係・県史編纂室 <small>さん</small>	総務室・渡航総務係・管理係・財産係・設備係

厚生部											
商工振興課	商工指導課	自然保護課	環境保全課	予防課	医務課	衛生課	国民年金課	保険課	同和对策課	婦人児童課	厚生援護課
工業開発係・監理係・通商係	総務室・金融団体係・指導係・商業近代化係・企業診断室	企画調整係・休養施設係・温泉係	企画調整係・大気保全係・水質保全係・環境整備係	防疫係 衛生統計係・保健係・母子衛生係・結核予防係	指導係・医事係	保健所係・薬事係・食品衛生係・環境衛生係	庶務係・会計係・指導係・裁定第一係・裁定第二係	国保業務係 庶務係・会計係・監理係・医療係・国保指導係	振興係・施設係	管理係・育成係・母子福祉係・障害福祉係	総務室・保護係・更生係・老人福祉係・社会係・調査係・補償係

農林部											
商工労働部											
造林課	林務課	蚕糸課	畜産課	農産園芸課	農業振興課	農業指導課	農政企画課	観光課	失業保険課	職業安定課	労働課
普及指導係・林業専門技術員室	県営林室・治山係・保安林係・造林係・保護係・	蚕業係・繭糸係	飼料係・衛生係 畜産経済係・和牛係・中小家畜係・酪農係・草地	食糧係・農産係・植物防疫係・野菜特産係・果樹係	係・移住係 構造改善室・振興係・農地係・固有財産係・調整	及研究係・生活改善係・農業共済係	総務室・企画係・調整係・開発係・団体検査室	振興係・観光係	庶務係・適用給付係・徴収係・収納係	庶務係・業務係・失業対策係・職業訓練係・調査係	労働係・労働福祉係

土木部							耕地課	水産課
建築課	砂防課	河港課	都市開発課	都市計画課	道路課	管理課	農地開発室・管理係・指導係・換地係・調査係・土地改良係・ほ場整備係・事業係	漁港施設室・漁政係・企画振興係・指導係・流通係・取締船
一般管繕係・学校管繕係・設備係 住宅管理係・住宅建設係・指導係・計画開発係	砂防係・利水係	水政係・河川改良係・港湾係・防災係	管理係・企画係・建設係・金融対策室	審査係・計画係・街路係・施設係	橋梁係・市町村道係 路政係・企画調査係・補修係・改良係・舗装係	総務室・用地係・建設業係・災害係		

第六条第三項を次のように改める。

3 前項に掲げるもののほか、企画部企画課境外港漁業補償対策室に企画員を、農林部造林課県営林室に管理係及び経営係を、農林部水産課漁港施設室に管理係及び建設係を置く。

第九条財政課の項中第四号から第七号までを削り、同項の次に税務課の項として次のように加える。

税務課

- 一 県税に関すること。
- 二 都道府県間の事業税の分割に関すること。
- 三 税理士の登録に関すること。
- 四 県税事務所に関すること。

第九条の二県民課の項及び企画開発課の項を次のように改める。
生活課

- 一 消費者保護対策に関すること。
- 二 消費生活センターに関すること。
- 三 部内各課の予算経理、連絡協調及び庶務に関すること。
- 四 その他部内他課の主管に属しないこと。

企画課

- 一 総合開発計画の策定及び促進に関すること。
- 二 新産業都市建設の促進に関すること。
- 三 山村及び過疎地域の振興に関すること。
- 四 地方行政連絡会議に関すること。
- 五 知事会議に関すること。
- 六 その他県政に係る総合企画及び連絡調整に関すること。

第九条の二統計課の項第四号中「及び統計指導」を「並びに統計の指導及び調整」に改める。

第九条の二統計課の項の次に青少年室の項として次のように加える。

青少年室

青少年問題に関すること。

第十二条農業振興課の項第五号中「地籍調査」を「調査」に改め、同項中第

八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、以下二号ずつ繰り上げる。
 第十二条林務課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、以下一号ずつ繰り上げる。
 第十三条砂防課の項第七号中「治水ダム建設事務所」を「ダム管理事務所」に改める。
 第十五条第二項中「経理室」を「総務室」に、「経理室主任」を「総務室主任」に改め、同条第三項中「経理室主任」を「総務室主任」に改める。
 第十八の表中

中海地区新産	鳥取県総合開発審議会	鳥取県青少年問題協議会
新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第十七号)第十條の規定による	鳥取県総合開発審議会条例(昭和二十五年八月鳥取県条例第四十三号)第一條及び第二條の規定による総合開発計画及び特定地域総合開発計画についての調査審議並びに知事に対する報告又は勧告に関する事務	鳥取県青少年問題協議会設置条例(昭和二十八年十月鳥取県条例第四十六号)第一條の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の調査審議、関係行政機関相互の連絡調整並びに知事に対する意見具申に関する事務
企画開発課	企画開発課	県民課

を

中海地区新産業都市建設協議会	鳥取県総合開発審議会	鳥取県交通安全対策会議	業都市建設協議会
新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第十七号)第十條の規定による	鳥取県総合開発審議会条例(昭和二十五年八月鳥取県条例第四十三号)第一條及び第二條の規定による総合開発計画及び特定地域総合開発計画についての調査審議並びに知事に対する報告又は勧告に関する事務	鳥取県交通安全対策に関する総合的施策の企画に関する審議及びその施策の実施の推進並びに陸上交通の安全に関する総合的施策の実施に関する総合的施策の企画に関する審議及びその施策の実施の推進並びに陸上交通の安全に関する総合的施策の実施に係る関係行政機関等相互間の連絡調整に関する事務	新産業都市に係る建設基本計画の作成及びその建設の促進に関する重要事項の調査審議に関する事務
企画課	企画課	交通対策課	

鳥取県医療扶助審議会	鳥取県青少年問題協議会	鳥取県交通安全対策会議	
鳥取県医療扶助審議会条例(昭和三十年四月鳥取県条例第十八号)第一条及び第二条の規定による医療扶助の適正な実施を図るため要保護者の入院医療の可否その他医療の給付に関する事項	鳥取県青少年問題協議会設置条例(昭和二十八年十月鳥取県条例第四十六号)第一条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の調査審議、関係行政機関相互の連絡調整並びに知事に対する意見具申に関する事務	交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第百十号)第十六条第二項の規定による交通安全計画の作成及びその実施の推進、陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関する審議及びその施策の実施の推進並びに陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に係る関係行政機関等相互間の連絡調整に関する事務	の調査審議に関する事務
	青少年室	交通対策課	

を

に、

鳥取県東部福祉事務所	<p>改める。</p> <p>第三十八条第一項の表を次のように改める。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="550 1064 793 1238">鳥取県心身障害者対策協議会</td> <td data-bbox="793 1064 1071 1238">鳥取県医療扶助審議会</td> <td data-bbox="1071 1064 1199 1238"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1238 793 1644">心身障害者対策基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第三十条第一項の規定による心身障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整に関する事務</td> <td data-bbox="793 1238 1071 1644">鳥取県医療扶助審議会 鳥取県医療扶助審議会(昭和三十年四月鳥取県条例第十八号)第一条及び第二条の規定による医療扶助の適正な実施を図るため要保護者の入院医療の可否その他医療の給付に関する事項の審議に関する事務</td> <td data-bbox="1071 1238 1199 1644">の審議並びに知事に対する意見の答申に関する事務</td> </tr> </table>	鳥取県心身障害者対策協議会	鳥取県医療扶助審議会		心身障害者対策基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第三十条第一項の規定による心身障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整に関する事務	鳥取県医療扶助審議会 鳥取県医療扶助審議会(昭和三十年四月鳥取県条例第十八号)第一条及び第二条の規定による医療扶助の適正な実施を図るため要保護者の入院医療の可否その他医療の給付に関する事項の審議に関する事務	の審議並びに知事に対する意見の答申に関する事務
鳥取県心身障害者対策協議会		鳥取県医療扶助審議会					
心身障害者対策基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第三十条第一項の規定による心身障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整に関する事務	鳥取県医療扶助審議会 鳥取県医療扶助審議会(昭和三十年四月鳥取県条例第十八号)第一条及び第二条の規定による医療扶助の適正な実施を図るため要保護者の入院医療の可否その他医療の給付に関する事項の審議に関する事務	の審議並びに知事に対する意見の答申に関する事務					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="149 1300 216 1406">総務課</td> <td data-bbox="216 1300 364 1406">福祉課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="149 1406 216 1818">庶務係・社会係</td> <td data-bbox="216 1406 364 1818">身体障害者福祉司・精神薄弱者福祉司・老人福祉司・母子福祉係・家庭児童相談室</td> </tr> </table>	総務課	福祉課	庶務係・社会係	身体障害者福祉司・精神薄弱者福祉司・老人福祉司・母子福祉係・家庭児童相談室			
総務課	福祉課						
庶務係・社会係	身体障害者福祉司・精神薄弱者福祉司・老人福祉司・母子福祉係・家庭児童相談室						

に

鳥取県中部福祉事務所		鳥取県西部福祉事務所	
総務課	福祉課	保護課	福祉課
庶務係・社会係	身体障害者福祉司・精神薄弱者福祉司・老人福祉司・母子福祉係・家庭児童相談室	保護第一係・保護第二係	庶務係・社会係
保護第一係・保護第二係	保護第一係・保護第二係		

第三十八条第二項を次のように改める。
 2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- 一 社会福祉施設に関すること。
- 二 救済援護に必要な物資に関すること。
- 三 災害救助に関すること。
- 四 同和事業に関すること。
- 五 消費生活協同組合及び公益質屋に関すること。
- 六 民生委員に関すること。
- 七 青少年の健全育成に関すること。

- 八 戦傷病者の更生援護に関すること。
 - 九 未帰還者留守家族等の援護に関すること。
 - 十 社会福祉統計に関すること。
 - 十一 その他社会福祉に関すること。
 - 十二 庶務に関すること。
- 福祉課
- 一 母子及び寡婦の福祉に関すること。
 - 二 身体障害者の福祉に関すること。
 - 三 精神薄弱者の福祉に関すること。
 - 四 老人の福祉に関すること。
 - 五 児童の福祉に関すること。
 - 六 児童福祉施設に関すること。
- 保護課
- 一 生活保護に関すること。
 - 二 生活保護法に基づく医療機関の指導に関すること。
 - 三 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- 第一百七七条第三項林業課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、以下一号ずつ繰り上げる。
- 第一百七条第一項中「分場」を「作業技術科」に改め、同条第二項を削る。
- 第二百二十二条中第三号を削り、第四号を第三号とし、以下一号ずつ繰り上げる。
- 第二百二十八条中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条に次の四号を加える。

三 桑の栽培に関すること。

四 蚕の飼育及び上^{ぞく}簇に関すること。

五 桑及び蚕の病害虫に関すること。

六 養蚕経営に関すること。

第二百二十九条中「原蚕桑園科及び蚕糸化学科」を「栽桑科及び養蚕科」に改める。

第三百三十五条の二を次のように改める。

第三百三十五条の二 削除

第三百三十五条の六に次の一号を加える。

三 種畜の能力検査に関すること。

第四百八条第一項中「海洋資源科」の下に、「試験船第一鳥取丸、試験船第二鳥取丸」を加える。

第二百五十六条第一項の鳥取県鳥取土木出張所の項中「改良係・補修係」

「空港建設係」を「改良係・補修係」に改める。

第四章第六節第四款を次のように改める。

第四款 ダム管理事務所

(設置)

第二百五十六条の八 ダム管理事務所を次のとおり置く。

名	称	位	置
鳥取県佐治川ダム管理事務所		八頭郡佐治村	

(分掌事務)

第二百五十六条の九 ダム管理事務所は、ダムを維持管理するための事務を分掌する。

(内部組織)

第二百五十六条の十 ダム管理事務所に庶務係及び管理係を置く。

附 則

この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。